

平成30年第4回定例会

斑鳩町議会会議録

平成30年12月19日

午前9時30分 開議

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(12名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
10番	坂口徹	11番	濱真理子
12番	木澤正男	13番	奥村容子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 真弓 啓 係 長 岡田 光代

1, 地方自治法第121条による出席者

町 長	中西和夫	副町長	乾善亮
教育長	藤原伸宏	総務部長	加藤恵三
総務課長	仲村佳真	まちづくり政策課長	安藤容子
財政課長	福居哲也	税務課長	本庄徳光
住民生活部長	植村俊彦	住民生活部次長	黒崎益範
福祉子ども課長	浦野歩美	長寿福祉課長	中原潤
国保医療課長	猪川恭弘	健康対策課長	北典子
環境対策課長	東浦寿也	住民課長	関口修
都市建設部長	藤川岳志	都市建設部次長	谷口裕司
建設農林課長	上田俊雄	都市整備課長	松岡洋右
会計管理者	面卷昭男	教委総務課長	安藤晴康
生涯学習課長	栗本公生	生涯学習課参事	平田政彦

1, 議事日程

- 日 程 1. 建設水道常任委員長報告について
- 日 程 2. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 3. 総務常任委員長報告について
- 日 程 4. 各常任委員会の閉会中の継続審査について
- 日 程 5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 追加日程 1. 発議第 5 号 認知症施策の推進を求める意見書について

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時30分 開議)

○議長(伴吉晴君) おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、開会初日に決定したとおりであります。

これに従い、議事を進めてまいります。

まず、日程1. 建設水道常任委員長報告についてを議題とし、建設水道常任委員長の審査結果報告を求めます。

8番、井上委員長。

○建設水道常任委員長(井上卓也君) それでは、建設水道常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月10日、全委員出席のもと委員会を開きましたので、その概要について報告いたします。

はじめに、1. 付託議案について、(1) 議案第59号 平成30年度斑鳩町水道事業会計補正予算(第1号)について。補正予算書の実施計画により、人事院勧告に伴う給与改定及び4月の人事異動による人件費関係で331万1千円の減額補正をお願いするものであるとの説明がありました。本案については、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

次に(2) 議案第60号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計補正予算(第1号)について。同じく補正予算書の実施計画について、前年度下水道使用料の未収金等が確定したことによる財源の振替などについて、また、継続費の補正では、公共下水道事業(第12処理分区6工区-6工事)においての契約額が確定したことによる、総額と年割額の補正をお願いするものであるとの説明がありました。

委員より、下水道事業については国の補助金である、社会資本整備総合交付金が2千万円の減額となったことについて、どういうふうに見たらいいのかなど若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

本案についても、当委員会として原案どおり可決すべきものと決しました。

続いて、2. 継続審査について、(1) 都市基盤整備事業に関することについて、① 都市計画道路の整備促進に関することについて。いかるがパークウェイ整備について、岩瀬橋西詰から三室交差点までの三室・紅葉ヶ丘区間の工事も順調に進捗しており、また、小吉田モデル区間東端から県道大和高田斑鳩線までの五百井・興留区間の用地交渉

も継続的に順次行われているところであり、前回の委員会以降、特に報告すべき事項はないとのことでした。

また、② J R 法隆寺駅周辺整備事業に関することについても、特に報告させていただく事項はないとのことでした。

以上、継続審査については、一定の審査を行ったということで終わりました。

続いて、3. 各課報告事項について、(1) 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)について。議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算(第8号)の内、当委員会の所管に関することについて、9月4日の台風21号により被害を受けた農業施設の撤去および復旧に必要な経費に対する支援として、被災農業者向け経営体育成支援事業費で278万3千円の増額補正など説明がありました。

委員より、農業者の被災状況、補助金の算定の基準など若干の質疑があり、それぞれ理事者より答弁されております。

続いて、4. その他について。委員より、同僚議員が一般質問していた工事の内容・入札方法についてなどの質疑があり、それぞれ理事者より答弁されておられます。

以上が、開会中における当委員会に係ります審査の概要と結果であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

これで、建設水道常任委員会委員長報告を終わらせていただきます。

ご静聴ありがとうございました。

○議長(伴吉晴君) 次に、日程2. 厚生常任委員長報告についてを議題とし、厚生常任委員長の審査結果報告を求めます。

6番、平川委員長。

○厚生常任委員長(平川理恵君) それでは、厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る12月11日、全委員出席のもと厚生常任委員会を開催しましたので、その概要をご報告いたします。

まず、12月定例会より付託を受けました3議案につきまして、原案通り可決すべきものと決しましたことをご報告させていただきます。

それでは、議案第49号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてであります。この議案につきましては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の規定に基

づき、個人番号を利用することができる事務として、一般不妊治療・不育治療に要する費用の助成に関する事務を追加するために改正を行うものということです。委員より、不妊治療と不育治療をしている人数や、マイナンバーカードの利用を希望しない人への対応などについて質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、議案第57号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。国民健康保険事業の県単位化に伴い、療養給付費負担金等の申請方法等が変更となるためのシステム改修費用のほか、人事院勧告並びに人事異動等に伴う人件費などの補正で、歳入歳出それぞれ226万8千円を減額するとの説明がありました。

次に、議案第58号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。人事院勧告に伴う給与改定及び人事異動による人件費の予算補正で、歳入歳出それぞれ174万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ25億6,251万1千円とするとの説明がありました。

次に、継続審査案件の環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについて、平成30年度前半のごみ排出量が、家庭系全体では、前年同時期と比較して約2%、約51t減少の2,844tの排出となっているものの、事業系については、大型チェーン店が増加したことや大型台風の影響から枝葉・草類が増加したことから、前年同時期に比べ10%、約105t増加の搬入量となったとの報告がありました。また、現在は、斑鳩町内の事業者から排出される事業系一般廃棄物について、事業者が町の施設へ搬入することとなっているものを、収集運搬業者による搬入が可能となるよう、事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度を整備し、平成31年3月定例会で関係する条例の整備を進めたいとの報告がありました。

次に、ごみ処理広域化に関する勉強会の中間報告書のとりまとめについて、5市町の合意形成が遅れているとの報告がありました。

委員より、不燃ごみを減らす対策について、事業系一般廃棄物の収集運搬許可制度について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に、各課報告事項について、（1）議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）について、本委員会に関連する主なものについて説明がありました。

国民年金制度改正等に伴うシステム変更業務委託料の補正、身体障害者の補装具交付費と障害児福祉サービス給付費が当初見積りを上回ることによる補正、ふれあい交流センターいきいきの里で換水回数の増加等により、光熱水費が当初見積りを上回ることに

よる補正などとのことです。

次に、（２）デザイン婚姻届のデザイン案について報告がありました。大阪芸術大学の学生に協力をいただき、斑鳩町の歴史、風景など斑鳩らしさが伝わるイラストを配したデザインになっているとのことです。

委員より、作成費用や予算、大阪芸術大学との今後の連携、婚姻届の活用等について質疑があり、委員より一定の答弁がなされました。

次に、（３）臨時職員（保育士）の賃金改定について、延長保育時間帯に保育業務を行う臨時保育士の処遇改善のため、延長保育士の賃金を設定するとの報告がありました。委員より、月給の考え方について、会計年度任用職員との関係について等質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

次に（４）ふれあい交流センターいきいきの里の浴場について、１１月に郡山保健所から、より一層対策の強化に努めるよう指導があり、男女ともに浴場を休止していることが報告されました。貯湯タンクの温度を常に６０度以上に保つよう対策を講じることなどが求められ、設備改修を行う予定とのことです。さらに、浴槽に、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な液体の粒子を発生させる設備を設置している場合は、毎日換水しなければならないという指導もあったことから、男女ともに気泡発生装置及びジェット噴射装置を停止して運用していくとの説明がありました。

委員より、保健所の立ち入り検査について、レジオネラ属菌について、現在のいきいきの里の利用状況について等の質疑があり、理事者より一定の答弁がなされました。

以上が、厚生常任委員会での概要です。なお、詳細につきましては、会議録に整理いたしますので、ごらんいただけますよう、よろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 次に、日程３．総務常任委員長報告についてを議題とし、総務常任委員長の審査結果報告を求めます。

４番、小村委員長。

○総務常任委員長（小村尚己君） 去る１２月１３日、全委員出席のもと総務常任委員会を開催いたしましたのでその概要を報告いたします。

まず、本会議より付託を受けました６議案につきましては全て満場一致で原案通り可決すべきものと決しましたことを最初にご報告いたしておきます。

議案第５０号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

平成30年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づく一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことから、この改正内容に準じ、本町議会の議員の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。委員より、影響額について質疑がされております。

次に議案第51号 特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてです。

先の議案第50号と同様の趣旨において町長及び副町長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。委員より、影響額について質疑がされております。

次に、議案第52号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてです。

先の議案第50号及び議案第51号と同様の趣旨において、教育長の期末手当の支給月数について改定を行うものであります。委員より、影響額について質疑がされております。

次に議案第53号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてです。

平成30年度の国家公務員の給与に関する人事院勧告に基づき、国家公務員の給与に関し、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴いこの改正内容に準じ、本町の一般職の職員の給与改定を行うものであります。委員より、若干の質疑がなされました。

続いて議案第54号 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例についてです。

町立幼稚園保育料及び入園料について、低所得世帯あるいは多子世帯等の世帯状況に応じた保育料及び入園料の負担軽減策については就園奨励事業として規則で定めているが、これを全て条例で定めていこうとするものであります。委員より、保護者の人の手続き等で負担が変わるのか等、質疑がなされております。

続いて議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてです。資料により説明がなされました。委員より質疑がなされ一定の答弁がなされています。

続いて継続審査案件であります。斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてです。

斑鳩町文化財活用センターで10月27日から12月2日まで開催されました秋季特別展「史跡藤ノ木古墳と大和の家形石棺」の入館者が2,406人で昨年比105.

4%の124人の増であるとの報告を受けました。

また、11月20日に開催されました斑鳩町文化財活用センター運営委員会についても報告がなされました。

次に各課報告事項であります。一つとして町立幼稚園保育料の負担軽減策の一部適用漏れ事案に係る損害賠償請求事件について報告がなされました。委員より若干の質疑がなされ一定の答弁がなされています。

二つとして（仮称）回遊型まちなか観光拠点支援補助金交付事業の創設について報告がなされました。委員より対象エリアを限定した理由、地元とのコミュニケーションをとる必要性について質疑がなされ一定の答弁がなされております。

三つとして臨時職員の賃金改定について報告がなされました。

四つとして斑鳩町協働のまちづくり活動提案事業の選考結果について4事業が採択されたとの報告がなされました。委員より若干の質疑がなされ一定の答弁がなされています。

その他の報告として消防関係の年末年始の行事予定について報告がなされました。また、マルシェ・宿泊施設等事業者誘致事業の基本協定書の締結について報告がなされました。

以上が当委員会の概要であります。

詳細につきましては会議録に整理いたしますのでごらんいただきますようよろしくお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

これより、付議順序に従いまして、表決を行ってまいります。

初めに、議案第49号 斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第50号 斑鳩町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第51号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第51号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第52号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第52号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第53号 斑鳩町の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第53号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第54号 斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の一部を改正する条例についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第54号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第56号 平成30年度斑鳩町一般会計補正予算（第8号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第56号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第57号 平成30年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第57号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第58号 平成30年度斑鳩町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第58号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第59号 平成30年度斑鳩町水道事業会計補正予算（第1号）についてをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伴吉晴君） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号については、満場一致で可決いたしました。

次に、議案第60号 平成30年度斑鳩町下水道事業会計補正予算（第1号）につい

てをお諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、委員長報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、議案第60号については、満場一致で可決いたされました。

ここでお諮りいたします。

皆様のお手元に配布いたしております追加日程1. 発議第5号 認知症施策の推進を求める意見書についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、追加日程1. 発議第5号を日程に追加し、日程の順序を変更し、先に審議することに決しました。

それでは、追加日程1. 発議第5号 認知症施策の推進を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番 奥村議員。

○13番(奥村容子君) 最初に議案書を朗読させていただきます。

発議第5号

認知症施策の推進を求める意見書について

標記について、地方自治法第112条の規定により別紙のとおり提出し、議会の議決を求めます。

平成30年12月19日提出

議 会 議 員

坂 口 徹

奥 村 容 子

本文の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

認知症施策の推進を求める意見書

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けている。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で

700万人を突破すると見込まれている。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要である。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切にし、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に取組みられてこなかった課題にも踏み込んで行く必要がある。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって政府におかれては、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求める。

記

1. 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。

2. 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。

3. 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。

4. 認知症に有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたりハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

奈良県斑鳩町議会

議員皆様のご賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（伴吉晴君） お諮りいたします。

本案については、質疑、討論を省略し、原案どおり可決することにご異議ございません

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号については、満場一致で可決いたしました。

本意見書は、関係機関に送付いたします。

次に、日程4. 各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

各常任委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

各常任委員会には、それぞれの事件における閉会中の審査について、よろしく願いいたします。

次に、日程5. 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、委員会において審査中の事件について、斑鳩町議会会議規則第75条の規定により、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伴吉晴君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議会運営委員会には、閉会中の審査について、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

閉会に先立ちまして、町長の挨拶をお受けいたします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） 平成30年第4回斑鳩町議会定例会の閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会では斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてなど、13議案を提出させていただきましたところ、議員皆様方には去る12月3日の開会から本日まで終始熱心にご審議をいただきました結果、すべて原案どおり可決賜り、深く感謝を申し上げますとともに、厚くお礼を申し上げます。

町におきましては新年度予算の編成作業のさなかであります。限られた財源の中で創意工夫を凝らし新しい斑鳩をつくるために鋭意取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

今年も残るところあと10日余りとなりました。寒さも一段と厳しく増してまいります。議員皆様方におかれましては、くれぐれもお体にご自愛のうえ、よいお年をお迎えいただきますよう、お祈り申しあげまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伴吉晴君） これをもって、平成30年第4回斑鳩町議会定例会を閉会いたします。ご苦勞さまでした。

（午前9時58分 閉会）